

通学区域外の学校を指定する場合の基準

《学区外就学許可基準》

- 1 転居したが、最終学年のため、引き続き従前の学校への通学を希望する場合
- 2 転居したが、学期末のため当該学期の終了まで引き続き従前の学校への通学を希望する場合
- 3 入居住宅の増改築のための一時的な転居、または、転居したが近日中に再転居するため、従前の学校への通学を希望する場合(増改築の場合は完成時期を明示)
- 4 公共事業のため転居したが、従前の学校が隣接学区であるため、引き続き従前の学校への通学を希望する場合
- 5 病弱により通院等を必要とするため、従前の学校や病院に近い学校への通学を希望する場合
- 6 共働き、父子家庭、母子家庭、経済的理由により、児童の預け先の学区の学校または勤務場所に近い学校への通学を希望する場合(小学生限定)
- 7 転居したが、不登校に陥る危惧が予想されるため、従前の学校への通学を希望する場合(校長の意見書を添付)
- 8 いじめ等の問題により、緊急避難的に転学を希望する場合(校長の意見書を添付)
- 9 学区に隣接しており、通学距離が著しく短くなり安全に通学することができる場合(小学校4km、中学校6km以上であきらかに著しく短くなる場合)
- 10 新入学時において、従来の友人関係を維持することが望ましいと判断される場合(中学校入学時限定)(事例により判断)
- 11 新入学時において、本人の兄姉が就学している学校が学区外の学校であり、同時に就学を希望する場合
- 12 新入学時において、就学すべき学校に希望する部活動がない場合(中学校 ※学校の指定はできない)
- 13 その他、以前から希望する学校の行政区(育成会等)に入っており密接な関係があるなど、学区外通学の必要性が認められる事由がある場合

※ 許可要件がなくなった場合は、学区外就学を取り消すこととする。

須二中に関する学区外通学許可基準適用の特例

許可基準	許可する範囲
8 「いじめ等」	須二中以外の学校に通学できない合理的理由がある場合に限る。
10 「友人関係」	須二中については、校長の意見書を添付する。
12 「部活動」	希望する部活動が須二中以外にない場合又は希望する部活動がある他の中学校と比べ、通学距離が著しく短くなる場合等、合理的な理由がある場合に限る。